

# 学校における宗教および道徳の教育に関する研究

—インドネシアの事例による日本への示唆—

Study on the Religion and Moral Education in Schools : Lesson for Japan from Indonesian Cases

中田 有紀\*

NAKATA, Yuki

**【要旨】** 本稿は、世界最大のムスリム人口を有するインドネシアにおける、学校での宗教および道徳の教育の特色を明らかにし、日本への示唆を試みることを目的とする。

日本の公立学校では、宗教についての教育の取り組みには慎重な対応が求められてきたが、道徳教育において、宗教について扱われる機会はある。しかしそれは、郷土文化の尊重や国際交流などとの関連で学ぶものであり、自らの道徳的な行為と関連づけて学ぶ機会ではない。他方、インドネシアは、オランダからの独立後、宗教の信仰を重んじてきた国である。国民教育において、宗教教育は重視され、現行の学校カリキュラムでは、「宗教教育および道徳」という科目が、すべての教育機関において必修科目とされている。

ムスリムを対象とする「イスラーム宗教教育および道徳」において、道徳的な行為や態度を学ぶうえで題材となるのは、聖典クルアーンやハディースである。クルアーンの具体的な章句の内容を理解し、説明することや、アラビア語でその章句を読誦し、暗誦することが求められる。その過程で、正直さや寛容さ、礼儀正しさなどの、社会生活を営むうえでの道徳的な行為を、宗教の教えにもとづいて学ぶのである。

宗教の教えに基づく道徳的な行為について、より深く学び、考える機会を、日本の学校教育においても応用し得る可能性があるかどうか、検討する価値はあると考える。

キーワード:

学校教育 (School Education)、インドネシア (Indonesia)、イスラーム (Islam)、宗教教育 (Religious Education)

## はじめに

本稿は、世界人口の約 4 分の 1 を占めるムスリム（イスラーム教徒）のうち、世界最大のムス

\* 立教大学（兼任講師）／東洋大学アジア文化研究所（客員研究員）

リム人口を有するインドネシアにおける、学校での宗教および道徳の教育の特色を明らかにし、日本への示唆を試みることを目的とする。

インドネシアは、国土面積および人口においても、東南アジアで最大の国家である。かつては、「発展途上国」の一つとみなされていたが、近年では、経済の発展や社会インフラの整備も著しい。2000年以降は、「新興国」と位置づけられ、多くの日本企業が進出するようになった。インドネシアでは、人口約2億7000万人の約90%を占める2億人以上が、ムスリムである。しかし、イスラームだけでなく、カトリック、プロテスタント、ヒンドゥー教、仏教、儒教が公認宗教とされており、宗教の信仰は、建国五原則<sup>1</sup>の第一の原則に掲げられ、尊重されてきた。独立後の国民国家形成の過程で、国民のための教育を整備するなか、宗教教育は、国立および私立学校の教育における必修科目の一つと位置付けられてきた。

他方、日本では、公立学校においては、特定の宗派の教育は慎重な対応がなされてきた。そのため、宗教に関する学習は、積極的に行われることはほとんどない。しかし、道徳教育<sup>2</sup>において、『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』（以下、小学校用学習指導要領解説と記す）および『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』（以下、中学校用学習指導要領解説と記す）によると、「宗教」について言及している部分がある。それは、「主として集団や社会との関わりに関すること」のうち、国際理解に関すること（「国際理解、国際親善」(小学校)、「国際理解・国際貢献」(中学校)）においてである。

小学校用の学習指導要領解説では、「国際理解、国際親善」(62-63頁)において、また、中学校の学習指導要領解説では、「国際理解・国際貢献」(60-61頁)において、国際的視野や他国の人々の文化を理解することとの関連で、宗教について理解することの意義に言及している。また、郷土文化に関することに関しては、中学校の学習指導要領解説の「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」(56頁)において、「文化」とは、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果を指し、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含んでいる」と指摘している。他方、小学校および中学校の学習指導要領解説において、「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」について、「人間の力を超えたもの」に対する畏敬の念について学習することが言及されている。しかし、「宗教」という語は用いずに、自然や生命の尊さを学ぶことに焦点が当てられている<sup>3</sup>。

このように、日本の道徳教育において、「宗教」は、自らの生き方や道徳的な行為や態度の指針として学ぶものではなく、郷土の文化や歴史、外国人などの他者を理解するために重要な知識として学ぶことに重点が置かれている。

昨今のグローバル化に伴い、労働力の問題も関連し、海外にルーツを持つ人々が日本社会に増加していくなかで、異なる国や地域の文化や習慣を理解することが必要とされつつある。その際、彼らが信仰する宗教について理解することの大切さは認識されつつある。例えば、日本国内で学び、働く人々の中には、近年ではムスリムも多く、国内のモスクの数も増加傾向にある（例えば店田2015：6-23）。日本国内のモスクでは、非ムスリムの日本人を受け入れ、イスラームを理解する機会を提供することもある。ラマダン月の断食明けの食事会への参加をムスリム以外の人々に開き、イスラームを理解する機会を提供しているモスクもある。こうした機会を日本の高校生や大学生が体験することも珍しくない。

しかし、今後の日本社会が、海外にルーツを持つ人々をより一層理解し、ともに暮らすことを

考えるのであれば、彼らの宗教や生活習慣の表層的な理解だけでなく、彼らが長く日本で暮らす場合に必要となる子育てや彼らが望む人間形成について理解することも重要であろう。したがって、宗教を重んじる国の、道徳や宗教の教育の状況を把握することは、日本社会に暮らす外国人理解をより充実させるうえで有益であると考ええる。

本稿では、インドネシアの学校教育における一つの教科である「宗教教育および道徳」の法制的な位置付けや、人口のマジョリティを占めるムスリムの児童・生徒のための科目「イスラーム宗教教育および道徳」の特徴を明らかにし、日本への示唆を考察することを試みる。

以下ではまず、第1節でインドネシアの国民教育制度における「宗教」の位置づけを明らかにし、第2節では、学校教育における「宗教教育」導入の経緯を整理する。そのうえで、第3節において、小・中学校および高校の「イスラーム宗教教育および道徳」の内容の考察を試みる。最後に、インドネシアの学校教育における宗教教育の取り組みから、日本への示唆について、考察することとしたい。

## 1. インドネシアの学校教育における「宗教」の位置づけ

### 1) 二つの省庁が管轄する学校教育の体系

インドネシアの国民教育体系は、フォーマル教育 (Pendidikan Formal) とノンフォーマル教育 (Pendidikan Non Formal) から成る。フォーマル教育が行われる教育機関は、小学校6年間、中学校3年間、高校 (職業高校を含む) 3年間と、高等教育機関である。これらの教育機関は、教育文化省が管轄するスコラ (一般学校) 系の学校と、宗教省が管轄するマドラサ (イスラーム学校) 系の学校がある。また、フォーマルな学校教育を支えるノンフォーマル教育として、教育文化省管轄下にはパッケージ・プログラムが小学校から高校段階まで存在する<sup>4</sup>。他方、宗教省が管轄するノンフォーマル教育には、宗教教育施設がある<sup>5</sup>。

ノンフォーマル教育として、イスラーム学習のための宗教教育施設が多くあり、ムスリムの子どもたちがイスラームの基礎的な学習を行う場は充実している。例えば、聖典クルアーンをアラビア語で読誦する学習や礼拝の仕方などの基礎を学ぶ機会は、1990年代以降、民間のイニシアティブにより、インドネシア全国で組織的に営まれるようになった。就学前の子どもや小学生たちが、学校での学習を終えて、夕方からクルアーン学習施設に通い、『イクロ』というクルアーン読誦学習テキストを用いて学ぶ光景は、各地で見られる (たとえば中田 2005、2007、2016)。しかし、学校教育においても、宗教教育は必修科目として行われている。

### 2) 国民教育における「宗教」について

インドネシアでは、建国五原則パンチャシラの第一の原則である「唯一神への信仰」にもとづき、国民教育制度法においては、宗教の信仰や敬虔さを身につけることを重視している。

2003年国民教育制度法 (2003年法律第20号) の第1条第1項で、「教育とは、学習者が、宗教的信仰心、自制心、個性、知性、純粋な倫理観を身につけ、個人、社会、国民および国家が必要とする技能を習得し、自身の可能性を開花させるよう、学習環境や学習のプロセスを実現するための意図的で計画的な取り組みである」としている。第1条第2項では、「国家教育とは、パンチャシラおよび1945年インドネシア共和国憲法に基づいて行われるものであり、それは、宗

教のさまざまな価値やインドネシア国家の文化に根ざし、時代の変化にともなうニーズに対応するものとする」と位置付けている。さらに同法の第3条では、国家教育の目的を以下のように定義している。「国家教育は、能力を発展させ、国家の生活を知性化するため、貴い国家の特性と個性を形成し、唯一なる神を信仰し、敬虔であり、純粋な倫理を身につけ、健康であり、学があり、有能で、創造的であり、自立した人間であり、また民主的で責任のある国民となるように、学習者の潜在力を発展させることを目的とする」としている。

このように、国民教育制度法において、国民ひとりひとりが宗教を信仰し、敬虔であることが重視されている。したがって、イスラーム系の学校に限らず、一般系の学校においても、国立・私立を問わず、宗教教育は必修科目とされてきた。

## 2. 学校教育における「宗教教育」導入の経緯

### 1) 1950年代～60年代

学校教育において、宗教の信仰を重視する姿勢は、オランダからの独立後、国民教育が整備される過程で整えられていった。1950年に定められた「学校教育基本法」では、学校での宗教学習が行われることが規定された。しかし、同法の「解説」で、宗教教育の義務的性格を弱めることが定められていた（西野 2003：302）。その後1951年1月に「学校における宗教教育規程」が定められ、その後7月の「国立学校における宗教教育規程」で、小学校4年生から中学および高校を通して宗教が週2時間教えられることなどが規定された。しかし同じ宗教を信仰する生徒が一つの学級で10人に満たない場合の宗教教育の提供については規定されていなかった（西野 2003：302-303, Assegaf Abd. Rachman 2005：119-120）。

1950年代後半以降、初代大統領スカルノは、民族主義（ナショナリズム）、宗教（アガマ）、共産主義（コミニズム）の諸勢力の均衡をめざすナサコム体制<sup>6</sup>のもと、独裁的な権力を掌握した。この体制のもとで、インドネシア共産党が社会の各層に浸透し、マルクス主義に傾倒した教育が行われた（Lee Kam Hing 1995：192-195、西野 2003：303）。こうした展開に危機感を感じていた反共産主義の立場の者たちは少なくなかった。1960年代になると、宗教教育の実質的な義務化は、高等教育段階から開始された。共産主義勢力の拡大を懸念した軍の関係者が、高等教育段階からの宗教教育の義務化に関わっていたとされる（西野 2003：303-304, Kelabora 1976：242-244 など）。

このように、1950年代～1960年代前半は、学校教育における宗教教育の位置づけは、まだ重視されていなかった。政治的な状況が関係し、すべての教育段階において宗教教育を位置付けることは難しい状況だったが、高等教育機関から、宗教教育の取り組みが開始されていった。

### 2) 1960年代後半～1980年代

1965年の9.30事件<sup>7</sup>によって、スカルノに代わり、スハルトが政権を掌握すると、政治および社会の状況は大きく変化した。スハルトは、反共産主義の立場から、学校での宗教教育を積極的に進めた。

1960年代後半以降、宗教教育は、学校教育における基本教科のなかで、重要な教科のひとつと位置づけられることになった。1968年カリキュラムで、宗教教育は、教科順の第一位に置かれた。その後、1975年カリキュラムにおいても、第一位の科目とされた。このとき、新たな教



科として導入されたパンチャシラ道德教育が、第2位の科目と位置付けられた（西野 2003：304）。スハルト政権は、スカルノの時代とは異なる「新秩序」の体制として、経済開発優先の政策を推進するとともに、国民統合の一層の強化を図った。反共の立場から宗教教育は重視され、国民は、無信仰が共産主義に結び付けられることを恐れた。

このような状況下で、1960年代後半以降、学校での宗教教育は、必修科目と位置付けられ、小学校から大学まで行われるようになった。

### 3) 1990年代～2000年代

1989年国民教育制度法の制定を経て改訂された1994年のスコラおよびマドラサのカリキュラムでは、宗教教育は第2位となった。「パンチャシラ道德教育」が「パンチャシラ・公民教育」という教科に再編され、この科目が教科順の1位に位置付けられた（西野 2003：307-308）。しかしその後、2004年スコラおよびマドラサのカリキュラムにおいては、「宗教教育」は科目順の1位に位置付けられ、2位が「公民教育」とされた（服部 2007：24-27）。

2013年のカリキュラムでは、必修科目の第一位科目に、「宗教教育および道徳」が位置付けられ、第2位の科目として、「パンチャシラおよび公民教育」が位置付けられた。

スハルト政権後の1999年以降、宗教教育の実施は、マイノリティの生徒にも行われることが強化されるようになった（西野 2003：310-311）。2003年国家教育制度法では、第12条第1項aで、「教育単位における各学習者は、自らの信仰する宗教に即して、同じ宗教の教育者によって教えられる宗教教育を受ける権利をもつ」とされた。同法におけるこの規定は、2007年政令55号（宗教教育および宗教専門教育に関する2007年政令第55号）で、より詳細に規定され、すべての教育の場において、宗教教育は、学習者が享受すべき教育として位置づけられた。

また、初等・中等教育段階に限らず、高等教育段階においても、国立・私立を問わず、宗教教育は必修科目であり、宗教的な価値や規範を身につけることは非常に重視されている。

このように、1990年代末以降のスハルト後の政権下で、民主化や地方分権化が進む過程においても、宗教教育の重要性は維持されてきた。特にアブドゥル・ラフマン・ワヒド政権時以降、イスラームに限らず、すべての公認宗教の宗教学習の営みを奨励する展開がみられた。

## 3. 「イスラーム宗教教育」の取り組み

### 1) 「イスラーム宗教教育」について

宗教教育は、一般に、宗派教育、宗教的情操教育、宗教知識教育の3種に分類される。日本における宗教教育についての議論では、江原（2003：5-7）が指摘するように、宗教教育は、狭義には、ある特定の宗教の立場に立つ宗派教育を意味し、広義には、宗派教育に加え、特定の宗教にはもつづかない宗教知識教育や宗教的情操教育を含めた言葉として用いられる場合が多い。

イスラームに関する教育についても、主として3種類に分けて考えることができる。しかしそれは、日本における宗教教育の概念とは大きく異なる。シャヒディン（Shahidin2019：1-7）によると、イスラームに関する教育は、聖典クルアーンとハディース（預言者ムハンマドの言行録）の内容に基づいて行われる「イスラーム教育」、一般的な教育であるが、部分的にクルアーンやハディースの教えを取り入れる「イスラーム的な教育」、そして、「イスラーム宗教教育」に分け

られるという (Syahidin2019 : 1-7)。シャヒディンによる「イスラーム宗教教育」とは、児童・生徒らに、生活のさまざまな側面でイスラームの教えの基本を教えるものであり、教育段階に応じて、信仰心に篤く、宗教の教えに従う人間となるように導くことが必要とされている。そのため、「イスラーム宗教教育」においては、イスラームの宗教の専門家の養成は目的としておらず、児童・生徒が信仰心を持ち、宗教の教えに従って生きるよう導くものとされる。したがって、イスラームの教えに基づく宗教的情操教育の性格をもっていると言える。

インドネシアの学校教育においては、国語や算数、理科、社会などの科目とは別に、「宗教教育」は教科の一つとされてきた。学校での「イスラーム宗教教育」の取り組み方については、いくつかの課題があることをシャヒディンは指摘している (Shahidin2019 : 11-13)。そうした課題については、イスラーム宗教教育をひとつの教科としてのみ行うか、あるいは教科以外の活動に広げて行うべきかという議論や、イスラームは本来、宗教知識と一般知識を分けず、統合して捉えるということをめぐる課題なども大きく関係しているという。

## 2) 「イスラーム宗教教育および道徳」で学ぶこと

### ①初等教育および中等教育段階での「イスラーム宗教教育および道徳」の内容

2013年カリキュラムによると、初等教育および中等教育において、宗教教育は、「宗教教育および道徳」という科目で行われる。公認宗教のイスラーム、プロテスタント、カトリック、ヒンドゥー教、仏教、儒教のいずれかに関する教育と道徳について学ぶ科目である。生徒は、自らが信仰する宗教についての、「宗教教育および道徳」について学ぶことが必修とされている。

各教育段階および教科ごとに達成すべきコア・コンピテンシー (Kompetensi Inti) として、4つのカテゴリー、すなわち 1. 精神的態度、2. 社会的態度、3. 知識、4 技能に分けられている。コア・コンピテンシーを達成するため、各教科では、基本コンピテンシーが定められている。コア・コンピテンシーは、学年ごとに定められ、各学年のすべての科目で共通する項目となっている。国語や算数などの科目は、上記の 1 から 4 のコア・コンピテンシーのうち、「3. 知識」、「4. 技能」に関して、具体的な基本コンピテンシーを定めている。他方、「宗教教育および道徳」では、1 から 4 のそれぞれのコア・コンピテンシーを達成するための、具体的な基本コンピテンシーを設けている (表 1 参照)。

表 1 は、小学校 1 年生、3 年生および中学校 1 年生の「イスラーム宗教教育および道徳」におけるコア・コンピテンシーと、基本コンピテンシーの一部を抜粋したもの<sup>8</sup>である。基本コンピテンシーの内容をみると、「3. 知識」、「4. 技能」においては、聖典クルアーンの具体的な章句や関連するハディースを理解し、その内容を説明し、特定のクルアーンの章句の朗誦や暗誦を行うことが含まれている。また預言者の模範的行動も題材にしている。イスラームでは、ムハンマドが最後の預言者と位置付けられており、それ以前の預言者たちの存在も尊重している。旧約聖書に登場するアダムやノア (ヌーフ)、アブラハムなどを含め、25 人の預言者のことがクルアーンに記されている (例えば大川 2004 : 86-103)。ムハンマドに限らず他の預言者たちの、人としての模範的な行動から、勤勉さや正直さといった道徳的な態度を学ぶことも「イスラーム宗教教育および道徳」において重要な内容の一部となっている。

基本コンピテンシーの「1. 精神的態度」では、小学校 1 年生および 3 年生に関しては、「クルアーンを正しく読誦することを日々の習慣とする」ことや、「礼拝を正しく行うこと」、さらに「預

言者の物語の真実を確信すること」などが含まれている。中学生においても、「クルアーンを読誦することを日々の習慣とする」ことが含まれている。小学校および中学校での教育においては、クルアーンの章句や預言者の模範的な行動を通して、他者への愛情や思いやり、正直な態度、知識を習得する意欲など、道徳的な行為を身につけることを「2. 社会的態度」の基本コンピテンシーとして達成すべきこととしている。

このように、ムスリムの子どもたちは、教育段階に応じて、身につけるべき道徳的な行為を、聖典クルアーンやハディースなどの内容を理解し、アラビア語で読むことを通して習得していく仕組みとなっている。

表1：「イスラーム宗教教育および道徳」(小学校および中学校) のコア・コンピテンシーおよび基本コンピテンシー

小学1年生			
コア・コンピテンシー (Kompetensi Inti)			
1. 精神的態度	2. 社会的態度	3. 知識	4. 技能
自らが信仰する宗教の教えを受け入れ、実践する	家族、友人、教師との交流において、正直で、規律に従い、責任観があり、礼儀正しく、思いやりがあり、自信をもって行動を示す	自分自身、神の創造物やその営み、また、家や学校で見つけた事象について、好奇心に基づいて観察し(聞く、見る、読む)、質問することによって事実を理解する	明確で論理的な言葉で、芸術作品で、健康な子どもを反映する行動で、そして信仰と道徳を身につけた子どもの行為を反映し、事実を提示する
基本コンピテンシー (Kompetensi Dasar) ※一部を抜粋			
1.2 クルアーンを正しく読誦することを日々の習慣とする	2.2 クルアーンの開端章(アル・ファティハ)と純正章(アル・イクラス)の理解として、 <u>他人への愛情や思いやりを示す。</u>	3.2 クルアーンの開端章と純正章の内容を理解する。	4.2.1) 開端章と純正章を正しく朗誦する。 4.2.2) 開端章と純正章の暗誦を示す。
小学3年生			
コア・コンピテンシー (Kompetensi Inti)			
1. 精神的態度	2. 社会的態度	3. 知識	4. 技能
自らが信仰する宗教の教えを受け入れ、実践、尊重する	家族、友人、教師、隣人との交流において、正直で、規律に従い、責任観があり、礼儀正しく、思いやりがあり、自信をもって行動を示す	自分自身、神の創造物やその営み、また、家や学校、遊び場で見つけた事象について、好奇心に基づいて観察し(聞く、見る、読む)、質問することによって事実を理解する	明確で系統的で論理的な言葉で、芸術作品で、健康な子どもを反映する行動で、また信仰と道徳を身につけた子どもの行為を反映し、事実を提示する
基本コンピテンシー (Kompetensi Dasar) ※一部を抜粋			
1.8 礼拝を正しい方法で行う	2.8 礼拝の意味を理解し、 <u>秩序ある生活態度を示す。</u>	3.8 潤沢章(アル・カウサル章)を理解し、礼拝の意味を理解する。	4.8 潤沢章を理解し、礼拝の意味を説明する。
1.12 預言者シュアイブの物語の真実を確信する	2.12 預言者シュアイブの模範を示す物語の理解として <u>正直な態度を示す</u>	3.12 預言者シュアイブの模範を示す物語を理解する	4.12 預言者シュアイブの模範を示す物語を説明する。

中学1年生			
コア・コンピテンシー (Kompetensi Inti)			
1. 精神的態度	2. 社会的態度	3. 知識	4. 技能
自らが信仰する宗教の教えを尊重し実践する	社会および自然環境において、効果的に相互作用するなかで、正直で、規律に従い、責任観があり、思いやりがあり(寛容、相互扶助)、礼儀正しく、自信をもって行動を示す	目にする現象や出来事と関連する知識やテクノロジー、芸術文化について、好奇心に基づいて、知識(事実、概念および手順)を理解する	学校で学んだことや視点が同じ他の情報源に従って、具体性の領域(使用し、解き、組み立て、変更し、作成する)と抽象性の領域(書き、読み、計算し、描画し、製作する)を試し、処理し、提示する。
基本コンピテンシー (Kompetensi Dasar) ※一部を抜粋			
1.1 信仰心に篤く、知識を持つ人間をアッラーが高めてくれると信じ、クルアーンを朗誦することを日々の習慣とする。	2.1 クルアーン第58章(アル・ムジャダラ章)第11節と第55章(アッラハマーン章)第33節に示される知識を習得する意欲を示す	3.1 知識の習得についてのクルアーン第58章第11節と第55章第33節や関連するハディースの内容を理解する。	4.1 1) クルアーン第58章第11節と第55章第33節を正しく朗誦する。 2) クルアーン第58章第11節と第55章第33節と関連するハディースの暗誦を示す。 3) 知識習得の意欲とクルアーン第58章第11節と第55章第33節との関係を説明する。
1.2 アッラーが、誠実で忍耐強く、寛容な人々を愛することを信じ、クルアーンを朗誦を日々の習慣とする。	2.2 クルアーン第4章(アン・ニサーア章)146節、第2章(アル・バカラ章)第153節、第3章(アーリ・イムラーン章)第134節および関連するハディースについての理解として、誠実で忍耐強く、寛容な態度を示す	3.2 誠実さ、忍耐強さ、寛容さについてのクルアーン第4章146節、第2章第153節、第3章第134節や関連するハディースの内容を理解する。	4.2 1) クルアーン第4章146節、第2章第153節、第3章第134節を正しく朗誦する 2) クルアーン第4章146節、第2章第153節、第3章第134節の暗誦を示す。 3) クルアーン第4章146節、第2章第153節、第3章第134節と誠実さ、忍耐強さ、寛容さとの関係について説明する

## ②高校の「イスラーム宗教教育および道徳」の教科書における「寛容」の学習

高校における「イスラーム宗教教育および道徳」において、「寛容」をテーマとした内容がある。インドネシア国内において、急進的なイスラーム組織などによるテロ事件はこれまでも各地で起きた。自らの考えや信条と異なる人々への「寛容」な対応について、学び、考える機会は重要なこととされている。

表2は、高校2年生の「イスラーム宗教教育および道徳」に関する基本コンピテンシーのうち、「寛容」に関連する内容を抜粋したものである。「3. 知識」や「4. 技能」の基本コンピテンシーにおいて、特定のクルアーンの章句の内容を分析するとともに、それらを正しく朗誦し、暗誦す



ることなどが含まれている。小学生や中学生用の基本コンピテンシーと同様に、高校段階においても、クルアーンの章句やハディースの内容が学ばれることになっている。クルアーンやハディースに基づいて、寛容であることの大切さを認識し、それを示すことが「1. 精神的態度」や「2. 社会的態度」として記されている。

寛容や調和、暴力を回避することに関して、エルランガ社の高校2年生用教科書『イスラーム宗教教育および道徳』の内容をみると、「寛容および暴力の危険を回避する」という章を構成している。表2の基本コンピテンシーで示されている、クルアーン第10章第40—41節と、第5章第32節の内容を中心に、その内容の解釈の仕方などを紹介しつつ、寛容な態度を尊重することを、教科書を用いて学習する構成となっている。

具体的には、クルアーン第10章第40—41節と、第5章第32節のアラビア語の章句とそのインドネシア語の注釈文とともに、これらの章句の内容を補足するハディースの内容が教科書内で紹介されている。また、寛容や調和について説かれるクルアーンの章句やハディースを理解したうえで、実際に社会において寛容や調和を高めていくには、どうしたらよいかについて考えることが促されている。「寛容」な態度については、上述のクルアーンの章句だけでなく、他のクルアーンの章句やハディースも紹介しつつ、イスラーム教徒以外の人々との違いを理解しつつも、隣人として協力することの大切さが説かれた内容も紹介されている。また、暴力的な行為を回避するうえでの、具体的な行為や心構えに関するクルアーンやハディースが紹介されている部分もある。後半では、習得すべきクルアーン第10章第40—41節と、第5章第32節を、アラビア語で朗読する際の発音の仕方の規則についての知識（タジュウィード）と、それぞれの章句の内容について、一字一句、アラビア語とインドネシア語の対訳の表が付されており、各章句のアラビア語の単語ひとつひとつの意味が解説されている。さらに、二つの章句を朗読することも促している。最後には、生徒たちがこの単元で学んだことをもとに考え、議論する内容や、この単元で学んだ知識の理解度を測るための設問集が記載されている。

表2：高校2年生の「イスラーム宗教教育および道徳」に関するコア・コンピテンシーおよび「寛容」に関する基本コンピテンシー

高校2年生			
コア・コンピテンシー (Kompetensi Inti)			
1. 精神的態度	2. 社会的態度	3. 知識	4. 技能
自らが信仰する宗教の教えに従い、実践する	社会的環境および自然環境と効果的に相互作用し、世界的な交流のなかでの国民としての自らを位置づけ、正直で、規律に従い、責任観があり、思いやりがあり（相互扶助、協力、寛容、平和）、礼儀正しく、応答性もち、さまざまな問題の解決に積極的に取り組む姿勢を示す。	現象や出来事の原因に関連する人類、国民、国家、文明について洞察力をもって、科学、技術、芸術、文化、人類についての好奇心に基づいて、事実、概念、手続きに関する知識を理解し、適用し、分析し、そして問題解決のために自らの才能と興味に応じて、特定の研究分野の手順に関する知識を用いる。	学校で自ら学んだことの発展に関連する具体的かつ抽象的な領域の処理、推論、提示をし、そして科学的原則に従った方法を用いることができる。

基本コンピテンシー (Kompetensi Dasar) ※一部を抜粋			
1.2 宗教は、寛容と調和を説き、暴力を避けることを確信する	2.2 クルアーン第10章（ユースス章）第40－41節と、第5章（アル・マーイダ章）第32節および関連するハディースに示される、寛容と調和、暴力を避ける態度を示す	3.2 寛容と調和、暴力を避けることについてのクルアーン第10章第40－41節と、第5章第32節および関連するハディースの内容を分析する。	4.2 1) クルアーン第10章40－41節、第5章第32節を正しく発音し朗誦する。 2) クルアーン第10章40－41節、第5章第32節の暗誦を発表する。 3) クルアーン第10章40－41節の内容に従って調和と寛容の関係について説明し、第5章第32節の内容に従って、暴力を避けることについて説明する。

### 3) 宗教の教えを通して学ぶ道徳的な行為

インドネシアでは、必修科目の一つである「宗教教育および道徳」における学習は、公認宗教と定められている宗教ごとに、公立、私立を問わず、すべての学校教育で行われる。ムスリムを対象とする「イスラーム宗教教育および道徳」においては、小中学校に限らず、高校においても、聖典クルアーンやハディースの内容を理解することを通して、道徳的な行動の大切さを議論する機会が設けられている。学習を通して、具体的な章句の内容について理解し説明することや、アラビア語でその章句を正しい発音で朗誦し、暗誦することも必要とされる。こうした学習は、イスラーム特有の教えを信じ、他の宗教を信仰する人々に対して排他的な態度でいることや、偏狭な考え方を持つように導くものではない。むしろ、宗教の教えの根幹となるクルアーンやハディースを理解することは、人として社会生活を送るうえで必要な、道徳的な行為を学ぶ上で欠かせない要素とみなされる。

インドネシアにおける宗教教育の時間は、自らが信仰する宗教の教えを尊重する自己を確立し、人として生きるうえで欠かせない道徳的な行為について考え、学ぶ時間とされている。道徳的な行為や言動は、信仰する宗教の教えにもとづいて習得することを前提としていると言えよう。

## 4. おわりに

本稿では、インドネシアの学校教育における宗教および道徳について学ぶ機会の内実について、「イスラーム宗教教育および道徳」の内容を通して明らかにしてきた。

インドネシアの場合、ひとりひとりが信仰心を高め、敬虔であることは、国民として欠かせない要素である。「宗教教育および道徳」は、信仰に篤い自己を確立するだけでなく、宗教の教えに基づいて、社会生活を営む上で必要となる道徳的態度についての学習を提供する科目といえる。確かに、信仰心に篤く敬虔であることを第一に掲げるインドネシアの学校教育は、日本の実情とは大きく異なっている。また、宗教の教えとともに道徳が教えられているとはいえ、インドネシア国内での宗教間の紛争やイスラーム教徒間の意見の相違もさまざまな社会・政治問題を引き起こしてきたことも事実である。そのため、宗教や道徳について、学校での教育が克服すべき課題

については、詳細に検討する必要があるだろう。

他方、日本の学校における道徳教育では、主として郷土の伝統や文化を尊重することや、他国の人々や文化に親しむこととの関連で、宗教に対する理解を深めることの大切さが学習指導要領で指摘されている。宗教に対する理解を、郷土文化の尊重や他国の文化を理解することに加え、自分自身の道徳的な態度や行動の基準について考える機会とすることは大切ではないだろうか。海外にルーツをもち、信仰を持つことを大切にする人々が日本社会に増えるなかで、彼らを理解し、協力してともに社会をつくるうえで、一層重要になるのではないだろうか。

日本の伝統文化については、例えば茶道や武道に見られる作法などは、日本の各地で継承されてきた信仰や宗教の教えとの関わりは深い。外国の人々の宗教や信仰の在り方についての理解を通じて、先祖が大切に守り、継承してきた信仰へと関心を広げ、さらに、自分自身の行動や生きるうえでの指針、生命や自然に対する「畏敬の念」について深く考える機会をつくることはできないだろうか。

他国の人々が信仰する宗教と道徳的な行為との関わりについて考える機会を通して、自らの生き方を考えることにつなげられるかどうか、検討する価値はあるのではないかと考える。その場合さまざまな課題があると予想される。児童・生徒たちの、宗教を通じた異文化理解や自己理解、道徳的な行為や態度についての探究や実践の可能性やその課題については、改めて検討したいと考える。

註：

- 1 1945年憲法の前文に掲げられた建国五原則パンチャシラにおいては、以下の5つの原則が掲げられている。すなわち、1. 唯一神への信仰、2. 公正にして礼節に富む人道主義、3. インドネシアの統一、4. 協議と代議制による叡知に導かれる民主主義 5. すべてのインドネシア国民にとっての社会的公正、である。
- 2 平成27年に学校教育法施行規則が改正され、「道徳」は、「特別の教科である道徳」と位置付けられた。
- 3 例えば永井（2019）は、生命や自然を大切にす姿勢を身につけるうえで必要とされる、「畏敬の念」をもつことについては、特定の宗教の内容との関連で説明されることは避けられていることについて論じている。
- 4 パケット・プログラムとは、学校に就学していない学齢期の子どもや成人を対象として、フォーマル教育での学習内容を提供するプログラムである。小学校レベルがパッケージA（Paket A）、中学校レベルがパッケージB（Paket B）、高校レベルがパッケージC（Paket C）である。
- 5 ノンフォーマルな宗教教育施設として、公認宗教として認められる宗教に関する宗教教育施設が認められている。イスラームに関するノンフォーマルな宗教教育施設にはマドラサ・ディニヤー（イスラーム宗教学校）やクルアーン学習施設がある。また、学校教育が普及する以前からジャワ島を中心に発展してきたイスラーム教育施設として、民間の財団が主体となって営むプサントレンがある。プサントレンは、時代の変化や地域のニーズに伴って、宗教科目のみを提供する学校としてマドラサ・ディニヤーを設置する場合や、スコラやマドラサの両方を開設する場合がある（例えば服部2007：4）。
- 6 ナサコム（NASAKOM）は、民族主義（Nasionalism）、宗教（Agama）、共産主義（Komunism）の頭文字からなる造語のことである。
- 7 9・30事件（共産党の蜂起未遂事件とされる）の真相については、未だ不明な点が多いとされてい

るが、さまざまな見方が指摘されている（例えば倉沢愛子（2020））。

- 8 Departmen Pendidikan dan Kebudayaan Republik Indonesia. Salinan, Lampiran Peraturan Menteri Pendidikan dan Kebudayaan No37 tahun 2018 の小学校および中学校の「イスラーム宗教教育および道徳」を参照し、筆者作成。
- 9 Departmen Pendidikan dan Kebudayaan Republik Indonesia. Salinan, Lampiran Peraturan Menteri Pendidikan dan Kebudayaan No37 tahun 2018 の高校の「イスラーム宗教教育および道徳」を参照し、筆者作成。

## 引用文献

- 江原武一編『世界の公教育と宗教』東信堂、2003年。
- 大川玲子『聖典クルアーンの思想 イスラームの世界観』講談社現代新書、2004年。
- 倉沢愛子『インドネシア大虐殺—二つのクーデターと史上最大級の惨劇』中公新書、2020年。
- 店田廣文『日本のモスク 滞日ムスリムの社会的活動』山川出版社、2015年。
- 永井俊道「道徳教育における「畏敬の念」と「宗教的情操」について—「特別の教科 道徳」の『学習指導要領』と教科書より—」『佛教経済研究』(48) 駒沢大学仏教経済研究所、2019年、155-177頁。
- 中田有紀「インドネシアにおけるイスラーム学習活動の活性化—大学生の関与とそのインパクト—」『アジア経済』第46巻第1号、アジア経済研究所、2005年、35-52頁。
- 中田有紀「ブンガジアン・クルアーンからクルアーン幼稚園へ」(第3章) 西野節男・服部美奈編『変貌するインドネシア・イスラーム教育』東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2007年3月、63-92頁。
- 中田有紀「インドネシアにおけるクルアーン読誦学習—『キロアティ』と『イクロ』の比較から—」『アジア教育』第10号、2016年、1-13頁。
- 西野節男「インドネシアの公教育と宗教」、江原武一編『世界の公教育と宗教』東信堂、2003年、295-315頁。
- 服部美奈「曖昧化する境界—マドラサの制度化とプサントレンの多様化—」西野節男・服部美奈編『変貌するインドネシア・イスラーム教育』東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2007年、3-34頁。
- 文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』平成29年（2017年）7月。
- 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』平成29年（2017年）7月。
- Assegaf, Abd. Rachman, Politik Pendidikan Nasional, Pergeseran Kebijakan Pendidikan Agama Islam dari Praproklamasi ke Reformasi, Kurnia Kalam, Mei 2005.
- Departmen Pendidikan dan Kebudayaan Republik Indonesia, Salinan, Lampiran Peraturan Menteri Pendidikan dan Kebudayaan No37 tahun 2018 tentang Perubahan Atas Peraturan Menteri Pendidikan dan Kebudayaan No 24 tahun 2016 tentang Kompetensi Inti dan Kompetensi Dasar Pelajaran pada Kurikulum 2013 pada Pendidikan Dasar dan Pendidikan Menengah (<https://jdih.kemdikbud.go.id/>, 最終閲覧日：2020年11月28日)
- Kelabora Lambert, Religious Instruction Policy in Indonesia, Asian Survey, Vol.16, No.3, 1976, pp.230-248.
- Lee Kam Hing, Education and Politics in Indonesia 1945-1965, University of Malaya Press, 1995.
- Sadi and Nasikin (eds.), Pendidikan Agama Islam dan Budi Pekerti untuk SMA kelas XI, penerbit Erlangga, 2014.
- Syahidin, Aplikasi Metode Pendidikan Qurani dalam Pembelajaran Agama Islam di Sekolah, UPI Press, Januari 2019.